

(案)

滋 障 福 第 号
令和6年(2024年)3月〇日

指定障害福祉サービス等事業所 管理者 様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

「高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価」の取扱いについて

平素は、本県の障害福祉行政の円滑な推進に御協力を賜り、感謝申し上げます。

令和6年度の報酬改定において、高次脳機能障害支援体制加算等が創設されたところですが、当該加算等の研修要件に係る取扱いについては、下記のとおりといたしますので御承知おきください。

記

(1) 高次脳機能障害支援体制加算等の対象となる研修について

当該加算等の対象となる研修(以下、「滋賀県高次脳機能障害支援養成研修」という。)とは、裏面【別表】に定める【基礎研修】および【実践研修】とし、**加算の対象となる者は両研修を修了していることが必要**となります。

また、令和5年度までに、滋賀県高次脳機能障害専門相談支援員として県より認証された者は、「滋賀県高次脳機能障害支援養成研修」の科目を裏面【別表】のとおり受講したものとみなします。

なお、令和5年度まで実施した「滋賀県高次脳機能障害専門相談支援員養成研修」は、令和6年度以降「滋賀県高次脳機能障害支援養成研修」の内容に変更し実施します。

令和5年度まで 【滋賀県高次脳機能障害専門相談支援員養成研修】	令和6年度以降 【滋賀県高次脳機能障害支援養成研修】
フォローアップ研修【実務者研修】	実践研修
フォローアップ研修【現任者研修】	
初任者研修	基礎研修

(2) 滋賀県高次脳機能障害専門相談支援員認証者の滋賀県高次脳機能障害支援養成研修および加算の対象について

滋賀県高次脳機能障害 専門相談支援員	滋賀県高次脳機能障害支援 養成研修の受講要否		加算対象		
	令和5年度まで	基礎研修	実践研修	R6年度中	R7年度以降
フォローアップ研修修了	不要	要 ※不足科目のみ	R6年度当初から対象 ※R6年度中に不足分を 受講することが条件	実践研修の不足科目を 修了後対象	
初任者研修 のみ修了	不要	要	実践研修の全科目を修了後対象		
未修了	要	要	基礎研修・実践研修の全科目を修了後対象		

※滋賀県高次脳機能障害専門相談支援員認証書の有効期間は問わない。

なお、当該届出書の提出にあたっては、職員の配置要件等、その他の算定要件も満たす必要がありますので、御留意ください。

【別表】○…受講済とみなす、×…未受講

滋賀県高次脳機能障害支援養成研修【基礎研修】			滋賀県高次脳機能障害 専門相談支援員		
研修科目	内容	時間	初任者 修了	フォローアップ	
				現任者 修了	実務者 修了
I 講義	STEP1 STEP2	385分	○	○	○
II 演習	STEP3 演習	460分	○	○	○

滋賀県高次脳機能障害支援養成研修【実践研修】			滋賀県高次脳機能障害 専門相談支援員		
研修科目	内容	時間	初任者	フォローアップ	
				現任者	実務者
I 講義	障害特性に応じた支援・地域の支援体制	40分	×	○	○
	認知症との共通点と相違点	40分	×	×	×
	発達障害との共通点と相違点	40分	×	×	×
	小児期における支援	40分	×	×	×
	長期経過とフォローアップ	40分	×	×	×
	多職種連携・地域連携 ;チームアプローチの重要性	40分	×	×	×
	多職種連携・地域連携 ;家族(きょうだい)支援・当事者家族会の活動	40分	×	○	○
	コミュニケーション支援 (地域生活・職場での支援)	40分	×	×	×
	支援の実践的な枠組みと記録	40分	×	×	×
II 演習	自動車運転再開支援評価・手続き	40分	×	×	×
	障害特性の理解と対応方法	180分	×	○	○
	環境調整による支援と規則に基づく支援の評価	180分	×	×	○

《令和6年度研修開催予定日程》

実践研修6月→基礎研修8月～11月→実践研修1月
(基礎研修1回開催、実践研修2回開催)

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

《研修について》

精神保健福祉係 熊越、今西

[TEL:077-528-3548](tel:077-528-3548)

e-mail:ec0005@pref.shiga.lg.jp

《加算について》

企画・指導係 関、高阪

[TEL:077-528-3544](tel:077-528-3544)

e-mail:ec0002@pref.shiga.lg.jp